

佐久市例規データベース構築・維持更新等業務仕様書

1 業務名

佐久市例規データベース構築・維持更新等業務

2 趣旨

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るため、迅速かつ正確な例規の制定、改正等を可能とする例規データベースの構築等に必要な事項を定めるものである。

3 業務の概要

佐久市例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、Webでの検索、表示、印刷をする等の機能にとどまらず、例規立案・審査機能を備えたシステムの構築等を行うものである。また、法令・判例検索や法令改廃情報の提供など、法制執務支援サービスを提供するものとする。

4 契約期間及び履行期間

- (1) 令和9年4月1日から令和14年3月31日までを契約期間とする。なお、本業務は佐久市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定による長期継続契約とするため、各年度の歳入歳出予算における当該契約にかかる予算が議決され、その執行が可能となった場合、本契約を有効とし、予算が削減された場合は変更又は解除するものとする。
- (2) 本システムの本格稼働は令和9年4月1日とする。なお、受託候補者は本格稼働に向けたシステム構築・データ移行等の事前準備について、実施要領の定めに従い、本契約締結前（令和8年度中）から着手し、稼働前に検証が可能な実環境を提供すること。

5 システムの提供形態、動作環境等

- (1) システムの提供形態は、以下の区分に応じたものとする。
 - ア 庁内向けシステム（例規検索・閲覧、例規立案・審査、法令・判例検索、法制執務支援・例規整備支援等） L G W A N－A S P方式
 - イ 外部公開用システム（ホームページ公開用例規集） インターネットA S P方式
- (2) 庁内向けシステムは、庁内LANに接続している全てのパソコン端末（Windows10又はWindows11以上）で、特別なソフトをインストールすることなくWebブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome等）で使用可能なシステムとすること。
- (3) 当市関係機関以外のアクセスを制限すること。
- (4) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備え、データバックアップを日々実施し、障害発生時に即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

- (5) 受託者は、本業務において取り扱うデータの機密性を担保するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク等の第三者認証を取得しているなどの情報セキュリティ対策を講じること。

6 既存システムからのデータ移行及びシステム構築範囲

- (1) 本市の現行システムの電子データについて、新システムへ確実に移行し、搭載すること。
- (2) システム構築範囲は以下のとおりとすること。
- ア 現行・廃止例規 令和9年1月1日内容現在で構築すること（※令和8年7月6日付けの件数：現行例規 約1, 190件、廃止例規約450件）。なお、令和9年第1回定例会（3月議会）等における可決分（未施行例規を含む。）は、令和9年6月下旬までに反映させ、その後も「7 各システムの詳細な仕様」に記載した「例規検索・閲覧システム」の仕様に基づき、市の要請に応じデータ更新を行うこと。
 - イ 過去例規 平成19年4月以降の更新時点における例規を登載すること。なお、システムへの反映時期及び構築のために市から提供するデータについては、受託者と協議の上決定するため、明確に提案すること。
 - ウ 過去原議 システムに登載する範囲及び反映時期並びに構築のために市から提供するデータについては、受託者と協議の上決定するため、明確に提案すること。
- (3) データ抽出・移行において、データの欠落や文字化け、レイアウト崩れが生じないよう、文字コード等の変換を含めて正確に行うこと。

7 各システムの詳細な仕様

(1) 例規検索・閲覧システム

- ア 更新要件 市議会定例会終了後等、市の要請に応じ少なくとも年4回のデータ更新を行うこと。更新は原稿提供後原則として30営業日以内に行うこととし、原稿量が多い場合等で30営業日以上更新期間が必要となる場合は、受託者の申し出により両者協議の上で決定する。なお、例規の制定改廃の件数は、年間約250本を想定すること。
- イ 検索・閲覧機能 用語、題名、体系等からの検索機能を有し、複数の掛け合わせ検索ができること。
- ウ 履歴管理 例規単位に過去・未来の改正状態が閲覧でき、指定した年月日時点での条文表示（施行時点検索機能）が可能であること。公布後施行前（未施行）例規の検索・閲覧も可能であること。
- エ リンク機能 条文中の法令・例規の引用箇所についてリンクが設定され、該当箇所を表示できること。未施行例規で引用する法令はその時点で有効な法令へリンクされること。
- オ 出力機能 例規全文又は選択した条項を、Microsoft Wordで編集可能な形式等でダウンロードできること。また、例規本文を新旧対照表形式でダウンロードできること。
- カ 全国例規集検索 全国の他自治体の例規を検索・閲覧することができること。

(2) 例規立案・審査システム

- ア 立案・編集機能 Webブラウザ上で条文を見え消し形式等で編集できること。編集にあたり、文字やレイアウトなどが分かりやすく、「加える・削る・改める」等の専門的な指示をする必要がなく、操作マニュアル等がなくても容易に編集できること。
- イ 一括処理機能 条・項・号等の追加入力を一括登録でき、以降の条項の繰り上げ・繰り下げを自動処理する機能を有すること。
- ウ 自動生成機能 編集後、改正文（改め文）及び新旧対照表を自動生成する機能を有すること。また、作業途中であってもこれらを自動生成し、新旧欄に即座に反映できること。
- エ 複雑な改正対応 表改正、整理条例などによる複数例規の改正、多段改正など複雑な改正パターンに対応していること。
- オ 審査・点検機能（システムチェック） 条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係についてシステム上で点検できること。他の例規・法令との引用関係の調査や、とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示できる機能を有すること。
- カ 外部データ取込み システム外で作成した例規データを取込み、システム上で編集・点検できること。

(3) 法令・判例検索システム

- ア 法令検索機能 現行の法律・政令・省令・告示及び官報掲載法令を検索・閲覧できること。官報掲載後1週間以内を原則としてデータが更新されること。
- イ 施行日管理・新旧表示 施行日単位での管理が行われ、過去の時点を指定した条文表示や、法令ごとの新旧対照表・改め文の閲覧ができること。
- ウ 関連情報リンク 法令本文から関連する法令、判例、参照条文（委任等）を表示・リンクできること。
- エ 判例検索機能 公式判例集等に掲載された判例を検索・閲覧でき、データが日々更新されていること。判例要旨が争点・論点から体系的に分類され、各審級の判例が容易に確認できること。

(4) 法制執務支援・例規整備支援サービス

- ア 法令改廃情報の提供 法令改廃情報を、原則として官報登載後1週間以内に当市例規への影響を調査した上で提供すること。
- イ 改正モデル案等の提供 制定・改廃された法令の概要解説、新旧対照表及び当市例規の整備に伴う改正モデル案等の情報が閲覧・提供できること。
- ウ 法制相談・例規案の審査 例規に係る制定、整備、解釈その他の法制執務及び行政実務に関する諸事項への疑義照会・相談並びに本市が作成した例規案に対する内容精査に対応できる体制を有すること。
- エ 実務に活用可能な情報の提供 法制執務及び行政実務（地方財務など）に活用可能な情報（逐条解説、用語解説など）、行政実例などの情報を提供すること。

(5) その他のシステム

- ア 外部公開用例規データ 市民公開用として、体系、五十音等のフリーワードから例規を検索し、閲覧できるインターネット上のシステムを提供すること。様式のダウンロード及び未施行例規の公開が可能なこと。

イ 保管用例規検索システム 災害発生時等の備えとして、パソコン等で検索・閲覧ができるＣＤ－ＲＯＭ版等をデータ更新の都度作成・納品すること。

8 システム操作のサポート・保守

- (1) システム導入後、市の要請に応じ、職員に対する操作説明研修会を実施すること。
なお、研修には法制執務の要素を盛り込んだ内容も実施可能なこと。
- (2) 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール等）を設置すること。
- (3) システムの基本的な機能のバージョンアップについては、原則として無償で提供すること。
- (4) 機器の修理等が必要になった場合、迅速に障害対応をするなど、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。

9 追加提案

本仕様書に記載されていない機能で、業務の効率化又はシステムの使いやすさにつながる機能の追加提案については、評価の対象とする。